

農地法（昭和27年法律第22号）第41条第2項において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積(m ²)
①	吉野川市鴨島町森藤字大泉寺 132 番 1	田	1,990
②	吉野川市鴨島町森藤字大泉寺 151 番 1	田	1,829
③	吉野川市鴨島町森藤字大泉寺 153 番 1	田	1,131
④	吉野川市鴨島町森藤字大泉寺 157 番 3	田	374
⑤	吉野川市鴨島町森藤字大泉寺 158 番 1	田	631
⑥	吉野川市鴨島町森藤字大泉寺 193 番 2	畑	11

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
水稻	令和8年10月1日	3年	89,490円

3 当該農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人徳島県農業開発公社 代表理事 丸谷 修一
徳島県徳島市北佐古一番町5番12号

4 当該農地の所有者等の情報

①③④の農地 登記名義人 藤川 丞二
②⑤⑥の農地 登記名義人 藤川 義和

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに徳島地方法務局（本局）に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は徳島地方法務局（本局）において、補償金の還付を受けることができる。